



毛染めによる皮膚障害にご用心



広島市保健所環境衛生課

平成27年10月23日、消費者安全調査委員会が「毛染めによる皮膚障害」に関する事故等原因調査報告書を公表しました。

理容師及び美容師の皆さんは毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐために、下記の点にご注意ください。

1. 酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等〈※参考〉について確実に知識として身に付けること。
2. 毛染めの施術に際して、次のことを行うこと。
 - コミュニケーションを通じて、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。
 - 顧客が過去に毛染めで異常を感じた経験の有無や、施術当日の顧客の肌の健康状態等、酸化染毛剤の使用に適することを確認する。
 - 酸化染毛剤を用いた施術が適さない顧客に対しては、リスクを丁寧に説明するとともに、酸化染毛剤以外のヘアカラーリング剤（例えば染毛料等）を用いた施術等の代替案を提案すること等により、酸化染毛剤を使用しない。

〈※参考〉

酸化染毛剤やアレルギーの特性

- ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- 治療に30日以上を要する症例が見られるなど、人によっては、アレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。
- これまでに毛染めで異常を感じたことがない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。
- アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。
- 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

対応策等

- 酸化染毛剤を使用して、顧客からかゆみ、赤み、痛み等の異常を感じたとの相談を受けた場合、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関の受診を促す等の適切な対応をとること。

出典

消費者安全調査委員会 平成27年10月23日公表資料「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 毛染めによる皮膚障害」

<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>